

**社会経済活動を継続しながら
感染拡大を防止するために**

**令和4年1月12日
京都府**

府民の皆さんへ

令和4年1月31日まで次のことに注意してください。

① 基本的な感染防止対策を続けてください！

- ✓ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用を徹底してください。
- ✓ 人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ✓ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。
- ✓ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診してください。（特措法第24条第9項）

② 体調不良を感じたら医療機関に相談してください！

- ✓ 発熱や咳など少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談し、外出を控えてください。
- ✓ 体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

③ 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください！

- ✓ 都道府県をまたぐ帰省や旅行、出張等では、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ✓ できるだけ混雑する場所や時間を避けてください。
- ✓ 高齢者施設や医療機関等への来訪の際は、決められた感染防止対策を必ず守ってください。

府民の皆さんへ

④ 飲食機会での感染リスクを減らしてください！

✓ 会食は「きょうとマナー」を守ってください。

- 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- 会話の時はマスクを着用！
- 食事前、退店時には手指消毒を！
- お店では大声で話さないでください！
- 2時間、同一テーブル4人までを目安に！

✓ 飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください

⑤ ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください！

✓ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
✓ ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えてください。

事業者の皆さんへ

令和4年1月31日まで次のことについて注意してください。

店舗や事業所等における感染防止対策

- ✓ 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守してください。（特措法第24条第9項）
- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行ってください。
- ✓ 居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底してください。
- ✓ 飲食店等を営まれている方は、認証制度に積極的に参加してください。
- ✓ 府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、策定済みの業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ってください。また、業務継続計画未策定の事業者においても、事業の継続が図れるよう業務の点検をしてください。

催物（イベント等）の開催における感染防止対策

（特措法第24条第9項）

〔要請内容〕

- ①対象地域： 府内全域
②期間： 令和3年11月25日から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある）
③人数上限： 【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】
　　収容定員まで

【上記以外】

- 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
④収容率：
　　大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%
　　大声での歓声等が想定されるもの : 50%

「大声」とは、観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声での歓声等が想定されるもの」に該当

【大声の具体例】

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

⑤事前手続き： 【感染防止安全計画を策定】

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の2週間前までを目途に京都府に提出すること。

【上記以外】

感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・HP等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より1年間保存すること。

（感染防止安全計画及びチェックリストの様式等については、京都府HPで公開）

※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物（イベント等）が対象